平成２２年（フ）第２９７号
茨城県水戸市笠原町261番地の７　２号
債務者　高橋真理子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７４号
埼玉県川口市安行出羽３丁目11番９号
債務者　鳥丸　貴代
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
埼玉県志木市上宗岡１丁目11番23号
債務者　村松　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８９号
さいたま市北区櫛引町２丁目499番地２　日建プリムローズ大宮マンション603号
債務者　来間　厚史
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４６号
さいたま市西区大字指扇433番地８
債務者　甲斐　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
さいたま市岩槻区本町５丁目７番13号
債務者　石垣　恵一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
さいたま市岩槻区東岩槻２丁目４番地12　柳沢第２コーポラス203、旧住所さいたま市岩槻区本町５丁目８番13―407号
債務者　江口　紀夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６０６号
さいたま市桜区栄和３丁目24番11―204号
債務者　齋藤なつ実
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６４６号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―１―301
債務者　武田　博之
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
埼玉県川口市戸塚鋏町34番２号　さくらハイツ102号
債務者　小林　康子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７９号
さいたま市岩槻区美幸町４番５―101号、旧住所埼玉県春日部市上蛭田488番地３
債務者　土山　由佳
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６８３号
さいたま市中央区新中里２丁目５番17号
債務者　江袋千賀子（旧姓中根・小倉）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１１号
埼玉県桶川市大字上日出谷922番地の50　レジデンスホーユー202号
債務者　戸崎　邦夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
埼玉県八潮市大字２丁目919番地４　グリーンパーク第９八潮505号室
債務者　藤崎　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
埼玉県越谷市大字大里240番地１、前住所埼玉県越谷市東大沢４丁目16番地10シャトルリープ東大沢205号
債務者　松丸　　諭
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
埼玉県春日部市緑町４丁目12番26号　セルアーモ石川102号
債務者　長谷川光則
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８６０号
大阪府交野市私部８丁目11番５―401号
債務者　吉川　信吾（旧姓中久保）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部